

福岡空港構想・施設計画段階PI評価委員会設置要綱

（設置）

第1条 福岡空港の構想・施設計画段階において福岡空港構想・施設計画検討協議会（以下「協議会」という。）が行うパブリック・インボルブメント（以下「PI」という。）のプロセスや結果について評価及び助言を行うことにより、本検討の透明性、公平性や公正性を確保するため、福岡空港構想・施設計画段階PI評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について評価及び助言を行う。

- （1）PI実施計画に関すること。
- （2）PI実施期間中のPI活動に関すること。
- （3）PI実施結果に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
2 委員委嘱は、協議会事務局を置く行政機関の長が行う。
3 委員の変更に際しては、委員会の承認を必要とする。

（中立性）

第4条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の行政機関、利害関係者等の利害を代表してはならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

（委員長）

第6条 委員会に、委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選任する。
3 委員長は、会務を総理し、委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の運営）

第7条 委員会は、委員長が招集し運営する。
2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3 委員会は、協議会に対して委員会の会議への出席及び委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人を識別させる情報、個人の権利利害を害する恐れのある情報等を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員の職を退いた後も同様とする。

(公開)

第9条 委員会は、特段の理由がある場合を除き、原則として公開とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は福岡市が行う。

(その他)

第11条 この設置要綱に定めのない事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙)

福岡空港構想・施設計画段階P I 評価委員会 委員

(五十音順)

氏 名	職 業
石 田 東 生	筑波大学システム情報工学研究科教授
杉 尾 政 博	ジャーナリスト
竹 林 幹 雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授
藤 田 和 子	公認会計士
山 本 智 子	弁護士